

動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項（第 2 項）において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した営業所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項